

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

2 一問一答方式

質問件名 体罰の聞き取り調査で教員の証言が優先されている件について

質問要旨

市立学校教員による児童・生徒への体罰や不適切な行為(もしくはそれらの疑い)が発生した際の調査は、小平市の場合、学校や教育委員会が行っている。しかし報道や訴訟の事例から明らかなように、学校や教育委員会には教員を守ろうとするバイアスがある。そのため本来は体罰や不適切な行為についてもいじめ重大事態と同様の扱いを行い、第三者によって構成される組織をつくり、その組織が調査を担うことが望ましい。しかしそうならない現状では、少なくとも透明性を高められるところは高め、客観的に公平中立ではないと指摘されたものは改善しなければならない。

本年 9 月 27 日に行った文書質問で、「体罰や不適切な行為に関して、児童・生徒と教員から証言を得ることになった場合、証言に食い違いが生じた場合には教員のほうの証言を記録する決まりになっているという話もあるが事実か。」と質問したところ、「御指摘のような事実はございません。加害行為を行った教員と被害を受けた児童・生徒の証言が異なる場合、可能な限り、両者の証言を併記の上、客観的な事実に基づいて対応するよう努めております。」と回答があった。一方、市民からの同様の問いかけに対し、市教育委員会の担当者は「まずは教員の主張を採択する」、「それを覆すことがない限りは」と回答した事実がある。その回答内容が事実であれば、体罰や不適切な行為についての公平中立な調査は行えていないことになるため、以下質問する。

1. 体罰や不適切な行為(もしくはそれらの疑い)の聞き取り調査において、児童・生徒と教員の証言が食い違うような場合、「覆すことが無い限りは、教員の主張を採択する」というようなことは事実か。
2. 1 が事実だとすれば、証言採用の順位として加害(もしくはその疑いがある)側の順位が高く、被害側の順位が低いことになる。加害側の証言を覆す努力が被害側に課されるという不公平な状況となるが、見解は。
3. そもそも加害(もしくはその疑いがある)側の証言を覆すためには、その証言がどのようなもので、教育委員会としてどう判断しているかの説明が被害側に必要である。しかしそういった説明は一切なされていない。これでは教員の証言を覆すことは不可能と考えるが、見解は。
4. 1 が事実でないとすれば、担当職員が市民に対して誤った情報を伝えていることになるが、見解は。
5. 1 が事実でないとすれば、担当職員が教育委員会としての共通認識を持っていないことになる。証言の採用をどうするかも含めた調査方法について、共通認識を得るための文書はあるか。どのように職員間で情報共有をしているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
